

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	令和元年11月18日
開会時刻	午後1時29分
閉会時刻	午後2時34分
出席委員名	◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦
	世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏
	世古口新吾
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 長期欠席議員の取り扱いについて
	2 事務局体制の強化・充実について
	3 議員政治倫理条例の一部改正について
	4 その他の事項について
	5 次回の会議について
説明者	中野議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「長期欠席議員の取り扱いについて」、「事務局体制の強化・充実について」、「議員政治倫理条例の一部改正について」及び「その他の事項について」として、「議長任期について」を議題とし、協議を行った。

その後、次回の会議についてを協議し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 長期欠席議員の取り扱いについて

事務局から前回までの協議をもとに修正した資料1について説明、協議の結果、条例案について、企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会で報告されることが確認された。

2 事務局体制の強化・充実について

会長から、前回までの協議内容の確認、また前身の議会改革特別委員会時代の中間報告として以下のとおり報告されていたことを説明、残された課題として、「外部の専門的機関等との連携」及び「政務活動費の管理等の役割分担の整理」があることが説明された。これからの対応について委員からの意見を確認し、協議の結果、次回以降も継続して協議していくことが確認された。

【議会改革特別委員会 平成25年2月25日 中間報告 一部抜粋】

「議会の3つの機能（政策形成機能、監視機能、利害調整機能）を発揮していくため、議員と議会事務局がそれぞれの役割をしっかりと認識し、共に能力の向上を図っていくことを確認するとともに、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図っていくため、職員の人事異動に関しての市長との十分な調整、市全体での人材育成などに取り組むべきとし、その対応を議長に委ねることとしました。

また、専門的知見の活用制度など、外部の専門的機関等との連携等を考えていくこととしました。

なお、本来議員がみずから行うべきものは議員が行うべきであるとの考えから、委員会の視察報告書の作成、政務調査費の管理等について段階的に議会事務局との業務分担の整理を進めることとしました。」

【発言】

- ・中村委員「政務活動費の管理について、事務局に頼りすぎているが間違いが起きない仕組みになっている。これを生かしながら検討していけばよい」「事務局サイド・議員サイドでできることの項目がチェックできる資料をつくってもらえれば終局に向うのでは」
- ・世古委員「法務的職員を配置するかどうかという議論をしてはどうか」「政務活動費は今までどおりとし、議論しなくてよいのでは」
- ・世古口委員「人材を部外から部内から持ってくるのか。私は部外から持ってくるべきと考えているが、ケース・バイ・ケースで考えていくべき」
- ・楠木委員「政務活動費に関しては全国的に不正支出等の問題が発生している。本市については事務局が管理していることで不正が出ない。この問題について

は事務局で御苦勞願いたい。また、法務能力を持った職員の配置については、これまでに議会として政策立案等をしていないため、必要があれば外部に委託し、活動が活発になってきたら常設していけばよいのでは」「物品の購入等を事務局に依頼することで負担がかかっているケースがある。項目を整理してはどうか」

- ・辻委員「専門的知見について、専属で職員を置くのは難しい。政務活動費については、当初は会派で管理していく話があったが、できれば事務局で管理してほしい」
- ・藤原委員「会議の際、短いものについてはお茶を出さない等の細かい点を考えてみるべきでは。また、どの世界でもお金のことは人から言われる。政務活動費については、事務局が間に入ってもらふことが必要」

3 議員政治倫理条例の一部改正について

前回の協議をもとに作成した資料2について、事務局から説明があった後、委員からの意見を確認したところ、以下の発言（改正内容に一部異論）があったため、諮ったところ、条例を改正することは承認され、改正内容については、会派に持ち帰り、次回再度協議することが確認された。

【発言】

- ・小山委員「特定の議員をターゲットとした条例改正となっているのでは。また、議員本人が社長なり経営者をしている場合は、契約に関われないのは当たり前であるが、法的に問題のない親族まで制限するのはいかがなものか。この文章では賛同できない」
- ・中村委員「他市では『20万円以上の契約については辞退する』としているところがある。そういった資料を事務局で準備してもらいたい」
- ・藤原委員「市との関わりのある経営者の子供なんかは議員には立候補できなくなる」

4 その他の事項について

(1) 議長任期について

事務局から資料3について説明、会長から補足として本件が検討項目として取り扱うようになった経緯を説明された後、本日は資料の確認のみとし、次回協議することが確認された。

5 次回の会議について

【開催日時】令和2年1月17日（金）午前10時（予定）

【協議内容】事務局体制の強化・充実について、議員政治倫理条例の一部改正について、議長任期について

上記署名する。

令和元年11月18日

会 長